

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成30年4月27日
【会社名】	株式会社石井表記
【英訳名】	ISHII HYOKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 石井 峯夫
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地
【電話番号】	084（960）1247（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部副本部長 松井 忠則
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市神辺町旭丘5番地
【電話番号】	084（960）1247（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部副本部長 松井 忠則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成30年4月25日開催の当社第45期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年4月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

今後の資本政策の機動性の確保および早期復配体制の実現を目的として、会社法452条の規定に基づき、その他資本剰余金および別途積立金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越損失の補填に充当する。

剰余金の処分の内容

① 減少する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 4,792,394,272円

別途積立金 1,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,792,394,272円

③ 増減後の剰余金の残高

その他資本剰余金 1,059,379,467円

別途積立金 0円

繰越利益剰余金 0円

第2号議案 定款一部変更の件

① 平成29年8月17日をもってB種優先株式の全部を消却したことに伴い、発行可能株式総数を減少するとともに、当該優先株式に関する規定の変更・削除を行う。

② インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規程を新設し現行定款第14条以下を1条ずつ繰り下げる。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、石井峯夫、平坂晋二、渡邊伸樹、山本晋宏、松井忠則、石井裕工および本田祐二の7氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	52,713	147	—	（注）1	可決 95.10
第2号議案	52,761	99	—	（注）2	可決 95.19
第3号議案					
石井 峯夫	51,985	875	—	（注）3	可決 93.79
平坂 晋二	52,739	121	—	（注）3	可決 95.15
渡邊 伸樹	52,737	123	—	（注）3	可決 95.15
山本 晋宏	52,737	123	—	（注）3	可決 95.15
松井 忠則	52,727	133	—	（注）3	可決 95.13
石井 裕工	52,733	127	—	（注）3	可決 95.14
本田 祐二	52,736	124	—	（注）3	可決 95.15

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上